

総合メディカルグループ サプライヤー行動規範

サプライヤーの皆さまへ

近年、社会の持続的な発展のため、企業が担う役割と責任はますます重要になっており、法令遵守はもとより、社会の一員としての責任ある企業活動が求められています。総合メディカルグループのさまざまな事業活動は、単独で提供できるものではなく、パートナーであるサプライヤーの皆さまのご理解とご協力が不可欠です。このような考えのもと総合メディカルグループは「総合メディカルグループ 調達方針」に基づき、以下の行動規範を定めます。

本行動規範は、サプライヤーの皆さまに遵守いただきたい項目をまとめたものです。総合メディカルグループは、本行動規範の項目に取り組むサプライヤーからの調達を推進します。

1. 適用範囲

総合メディカルグループと取引のあるサプライヤーは本行動規範を遵守することが求められます。また、サプライヤーが総合メディカルグループとの取引に関連した協力事業者にも同じ行動規範の遵守を求めることを期待します。

2. 運用

総合メディカルグループは本行動規範に定める項目に取り組むサプライヤーからの調達を推進します。本行動規範に関する不明点、疑義などについてはお客さま相談窓口にご相談・通報いただけます。

3. 点検

サプライヤーは、本行動規範の遵守の状況等について、総合メディカルグループの求めに応じて、アンケート調査への回答、実地監査の受け入れ、関連資料や記録の提出、その他の要請へのご協力をお願いします。

4. 違反報告と是正措置

サプライヤーは、本行動規範に違反した場合、また違反のおそれがある場合は、認識した時点で直ちに総合メディカルグループに報告し、違反が認められた場合は、当該違反を解消するための計画を立てて是正措置を実施するとともに、総合メディカルグループへ報告をお願いします。なお、違反の内容によっては、総合メディカルグループとの契約が破棄されることがあります。

5. 遵守いただきたい項目

サプライヤーの皆さまに遵守いただきたい項目は、以下のとおりです。

(1) 法令等の遵守

事業活動に関わる国や地域で適用される法令およびルールを遵守すること。

(2) 公正な事業活動と腐敗の防止

①公正な競争

私的独占、カルテルなどの不当な取引制限、その他自由で公正な競争を制限する行為を行わないこと。

②腐敗防止

贈収賄、癒着といった、いかなる形の腐敗的な行為を行わないこと。行政機関または公務員との健全な関係を維持し、業務上の見返りを求めた金銭、贈り物、接待その他の経済的利益の支払いや受け取りは行わないこと。

③反社会的勢力の排除

社会秩序や地域住民の方々の安全に脅威を与え、健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力・組織または団体・個人との関わりを一切持たないこと。

④情報セキュリティ、知的財産・機密情報・個人情報の保護

総合メディカルグループならびに第三者の知的財産権を侵害しないこと。また、適切な情報セキュリティ態勢を整え、自己または総合メディカルグループが取り扱うインサイダー情報や営業秘密などの機密情報、顧客や従業員などの個人情報について、これらを適切に保護するとともに、不当な目的のために使用しないこと。

⑤情報公開

自らの製品やサービスの品質、安全性、有効性等について疑義を抱く事象を認識した場合は、総合メディカルグループに対して、速やかに、適切かつ十分な情報を開示すること。

(3) 人権の尊重

①差別・ハラスメントの禁止

人種・国籍・信条・性別・年齢・社会的身分・出身地・疾病・障がいなどによるいかなる差別・ハラスメントを排除し、またこれらを理由とする雇用・待遇・昇進等の決定における差別や嫌がらせ等を禁止すること。

②強制労働の禁止

あらゆる形態の強制労働・奴隷労働・人身売買といった不当な労働慣行を行わないこと。また、各国の人権関連法令を遵守すること。

③児童労働の禁止

各国・地域ごとの法令で定める就業年齢に達しない児童には労働させないこと。

④結社の自由・団体交渉権

従業員による結社の自由と団体交渉権を尊重すること。

⑤過剰労働時間の削減

労働時間における各国の法令を遵守し、休日および適切な労働時間を定め、過剰労働時間の削減に努めること。

⑥最低賃金以上の賃金の支払い

各国・地域ごとの法定最低賃金以上の賃金を支払うこと。

⑦労働安全衛生の整備

従業員の安全と健康に配慮して施設を整備すること。適切な修繕作業などにより、施設の安全性を維持すること。

(4) 環境保全

事業活動を行う国や地域で適用される全ての環境法令を遵守すること。環境保全の重要性を認識し、事業活動を通じて、環境保全に対する積極的な姿勢を維持し、生物多様性の保全、温室効果ガス排出の抑制、廃棄物や排水の削減、省資源・リサイクル、汚染の予防など、環境に配慮した経営に努めること。

本方針の実行については、ESG 管掌役員が責任を負うものとします。また、本方針は、社会の変化・関連法令の改正・事業活動の変動等に合わせ、毎年見直しを行い、必要に応じて更新するものとします。

本行動規範は、総合メディカルグループ株式会社の取締役会において承認されました。

2025年11月25日制定
総合メディカルグループ株式会社
代表取締役社長 多田 荘一郎

改訂履歴

制定・改訂日	適用開始日	改訂内容
2025年11月25日	同左	制定
2026年3月31日	同左	責任の所在の明確化、審査メカニズム（本方針見直しの具体的な更新費度）の追加